

人材紹介契約に関する基本契約書

社会福祉法人●●●（以下「甲」という）と株式会社●●●（以下「乙」という）とは、以下のとおり契約を締結する。

第1条（目的）

甲は、甲が必要とする人材の採用のため、人材の募集、探索、調査、面接、選考、労働条件の決定等に関するコンサルティング業務を乙に委託し、乙はこれを承諾する。

第2条（紹介の内容）

- 甲が提示した職位・職務要件等の人材求人情報に基づき、乙は該当する候補人材を求め、候補者に対するコンサルティングを実施した上で、適切と判断した者を甲に紹介する。
- 甲は乙に対し、人材求人情報を提示する際、職業安定法第5条の3第2項に定める労働条件を文書で明示し、乙は、これを候補者に明示して紹介を行うものとする。ただし、甲が乙に対し、労働条件を明示する場合には、雇用対策法第10条及び高齢者等の雇用の安定等に関する法律第18条の2第1項を遵守する。

第3条（採用内定）

- 甲が乙により紹介された候補者を自らの選考の上、当該候補者の採用を内定した場合、甲は遅滞なく乙に報告するとともに、当該内定者（以下「丙」という）宛の内定通知書、入社承諾書またはこれらに準ずる書面を乙に交付し、乙は遅滞なくこれらの書面を丙に交付するものとする。
- 丙が甲からの内定を承諾した場合、乙は遅滞なく丙より入社承諾書を取得し甲に提出する。

第4条（紹介手数料の発生、支払い）

- 紹介手数料は、丙が甲へ入社したことをもって発生するものとする。なお、丙が入社承諾書を提出したにも拘わらず甲への入社に至らなかった場合、乙は甲に対して、甲が丙の入社の受入準備のために支出した費用その他の費用について損害賠償その他一切の補償を行わない。
- 紹介手数料の額は、甲乙協議の上、下記に定める。
- 丙が入社後の早期退職等に伴う紹介手数料の返還について定める場合は下記に定める。

甲は乙が発行する請求書に基づき、丙が甲に入社した月の翌月末日までに、乙の指定銀行口座に現金の振込みにより支甲から乙へ紹介手数料

を支払う際は、以下にて算出した紹介手数料等の金額を支払うものとする。

項目	金額（税別）	備考
紹介手数料	350,000	
在留資格認定申請手数料	150,000	
在留資格申請印紙代	5,500	
交通費（国内外）	実費	

・紹介手数料支払日：被採用者が入社した翌月末

・上記ほか、在留資格更新時手数料 5,500 円、在留資格更新委託の場合 50,000 円の費用が発生致します。

・被採用者が甲による雇用開始日より1ヵ月以内に退職した場合は、紹介手数料の80%、3ヵ月以内に退職した場合は50%、1年以内の場合は20%を返還する。乙は、退職日の翌月末までに甲に返還する。但し、被採用者の死亡、天災地変等に起因する場合はこの限りではないものとする。

- 甲は乙が発行する請求書に基づき、丙が甲に入社した月の翌月末日までに、乙の指定銀行口座に現金の振込みにより支払うものとする。なお、振込みにかかる手数料は甲の負担とする。払うものとする。なお、振込みにかかる手数料は甲の負担とする。

第5条（秘密保持）

- 甲および乙は、業務を遂行するにあたって知り得た甲の機密及び業務上の知識を、第三者に漏洩し、または開示し、もしくは他の目的に利用してはならない。
- 本条の規定は、本契約終了後も有効に継続するものとする。

第6条（契約の解除）

- 甲又は乙は、相手方に正当な理由なく、期間内に本契約を履行する見込がないとき、相手方に対して1ヶ月以上前に書面をもって催告し、本契約の全部又は一部の履行を一時停止又は解除することができる。
- 甲又は乙は、相手方が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
 - 重大な過失、又は本契約に違反もしくは背信する行為があったとき

- 監督官庁より営業取消、停止等の処分を受けたとき
- 支払の停止があったとき、又は差押、競売、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始等の申し立てを受けたとき
- 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- 公租公課の滞納処分を受けたとき
- 災害その他やむを得ぬ事由により、本契約の履行が困難となったとき
- その他、前各号に掲げる場合のほか本契約に違反したとき

第7条（乙を媒介しない候補人材との雇用契約等の締結）

甲は、本契約の有効期間ならびに有効期間終了後3年間は、乙が甲に対して紹介した候補人材との間に乙の合意または仲介なしにいかなる雇用契約等も締結してはならない。甲がこれに違反した場合は、第4条第3項に定める紹介手数料の3倍相当の違約金を乙に支払わなければならない。

第8条（反社会的勢力の排除）

- 甲又は乙の一方が、以下の各号のいずれかに該当した場合は、相手方は何らの催告を要しないで、直ちに基本契約及び基本契約に基づいた個々の契約を解除することができる。
 - 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力（以下、暴力団等という）である場合
 - 代表者、責任者、あるいは実質的に経営権を有する者が暴力団等である場合、又は、暴力団等への資金提供を行う等密接な交際のある場合
 - 他方当事者に対して、詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いた場合
 - 他方当事者の名誉や信用等を毀損し、又は毀損する虞のある行為をした場合
 - 他方当事者の業務を妨害した場合、又は妨害する虞のある行為をした場合
- 前項の規定により一方当事者が本契約及び本契約に基づく個々の契約を解除した場合、他方当事者に損害が生じても、これを一切賠償しない。

第9条（損害賠償責任）

甲および乙は、本契約を履行するにあたり、自らの責に帰すべき事由により相手方または第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

第10条（有効期間）

本契約の有効期間は、本契約日から1ヶ年とする。ただし、本契約期間満了の1ヶ月前までに、甲乙のいずれかから、本契約を更新しない旨の書面による通知がない限り、同一の条件で更に1年間更新するものとし、以後も同様とする。

第11条（訴訟管轄）

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条（協議事項）

本契約に定めのない事項、又は本契約の条項に疑義が生じたときは、甲乙双方速やかに協議の上解決するものとする。

以上、本契約締結を証するために本証書を2通作成し、甲乙双方が各1通を保有するものとする。

2023年 月 日

（甲）	●●●●	（乙）	●●●●
社会福祉法人	●●●●	株式会社	●●●●
理事長	●●●●	代表取締役	●●●●